

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年3月17日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年3月17日（火）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

子育て支援課 山口課長 松尾センター長 中山作業療法士

3 件名

白井市こども発達センターの児童発達支援センターへの移行について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・現在支援を受けられていない要支援児について、各施設内での支援は受けているので、現在の支援に加えて保育所等訪問支援を実施した時のメリットをよく説明した方がよい。また、支援内容をしっかり伝え、誤解の無いようにして欲しい。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

部課名 健康子ども部子育て支援課

件名	白井市こども発達センターの児童発達支援センターへの移行について	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国において「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改訂され、障がい児支援の基幹的な役割を備える児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援の利用体制の構築が位置付けられている。このことから、本市の第1期障害児福祉計画では、令和2年度末までに設置形態を検討した上で、児童発達支援センターを設置すること及び、保育所等訪問支援を、白井市こども発達センターで実施することを目標としている。 ・現在こども発達センターは、児童発達支援及び放課後等デイサービスを運営し、相談支援と併せて発達に支援を要する児童の療育を実施している。 ・前回の行政経営戦略会議(H31.4月)においては、現こども発達センターを児童発達支援センターに移行し、作業療法士の雇用と保育所等訪問支援を実施したいと付議していた。結果として、現こども発達センターの充実強化を図った上で再検討すること及び、保育所等訪問支援については、教育支援課や保育課と協議の上で進める必要があるとされた。 ・現こども発達センターの放課後等デイサービスは、利用者増加により利用回数が少ないなど課題があり、支援方法や事業継続を検討する必要がある。 ・障害があることを気づかれないなどの理由から、支援を受けられていない障害児が、多く存在しており、保育所等訪問支援の必要性がある。 	
付議事案	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・現こども発達センターを、児童発達支援センターに位置づけることで、障害児支援の基幹的(中核的)な役割を備え、地域の障害児支援を充実させる。 ・幼稚園・保育園・小学校など要支援児の生活の場で直接支援することで、支援が受けられていない児童を支援できるようにする。
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現こども発達センターを児童発達支援センターに移行することとし、運営については当分の間は、市の直営とする。 ・放課後等デイサービスを廃止し、保育所等訪問支援に切り替えて利用者の支援ニーズに応える方針で準備を進めたい。 ・児童発達支援センターへの移行や、保育所等訪問支援の実施に向けた職員の増員は行わない。 ・児童発達支援センター移行に向けた保護者への説明や関係機関との調整などを行うため、2年間の準備期間を設けたい。
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターへの移行について ・放課後等デイサービスの廃止と保育所等訪問支援の実施について ・児童発達支援センターの直営での運営について ・準備期間を設けて、以上のことを検討し進めたい。 	
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【関係課との協議 令和元年12月】 (教育支援課、企画政策課、財政課、総務課、保育課、障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校や保育園等との調整を継続していくが重要との意見があった。 <p>【福祉部・健康子ども部二部合同会議 令和2年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターへの移行などの事業変更について、メリットとデメリットを明確にするとの意見があった。 	

スケジュール	令和2年度 8月～現在のこども発達センター利用者への周知 令和3年度 11月～保育所等訪問支援の利用者を募集 令和4年度 4月児童発達支援センターの設置と運営の開始及び、 放課後等デイサービスの廃止					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	・保育所等訪問支援に関する運営規程の制定(R3.10月) ・放課後等デイサービスに関する運営規程の廃止(R4.4月)	報道発表	無	
	議会説明	有	議員全員協議会(R2.5月) R2.6月議会 R3.9月議会	広報・HP等	有	説明会(R3.10月～1月) 広報、HP、(R4.1月)
	市民参加	有	センター利用者への説明会(R2.8月)			
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (議員全員協議会まで)				
参考情報	関係法令等	児童福祉法、白井市こども発達支援事業実施に関する規則及び白井市こども発達センター運営規定				
	関係課	総務課、企画政策課、財政課、障害福祉課、教育支援課、保育課				
	事業費	こども発達センターH31年度運営予算 46,915千円 (歳入については現状に比較して24,000千円増収を見込む)				

白井市こども発達センターの
児童発達支援センターへの移行について
(行政経営戦略会議 資料)

日時:令和2年3月17日(火)

- (1) 障害児支援のサービス概要
- (2) 児童発達支援センターへの移行について
- (3) 放課後等デイサービスの廃止と保育所等訪問支援の実施について
- (4) 児童発達支援センターの直営での運営について
- (5) 準備期間を設けて、以上のことを検討し進めたい。

(1) 障害児支援のサービス概要

通所支援の種類と内容

- 児童発達支援

未就学のお子さんに対して訓練・指導を行うもの。

- 放課後等デイサービス

小学校以上18歳までの学齢児に対し訓練・指導を行うもの。

- 保育所等訪問支援

保育園や幼稚園や小学校などに支援員が出向き、その施設内で直接本人に支援を行い集団適応を促すもの。

児童発達支援センターと児童発達支援事業所(現こども発達センター)の違い

児童発達支援事業所

「児童発達支援」や家族支援を行う他、保育園等との連携を図りながら、保育園等への支援を行う。

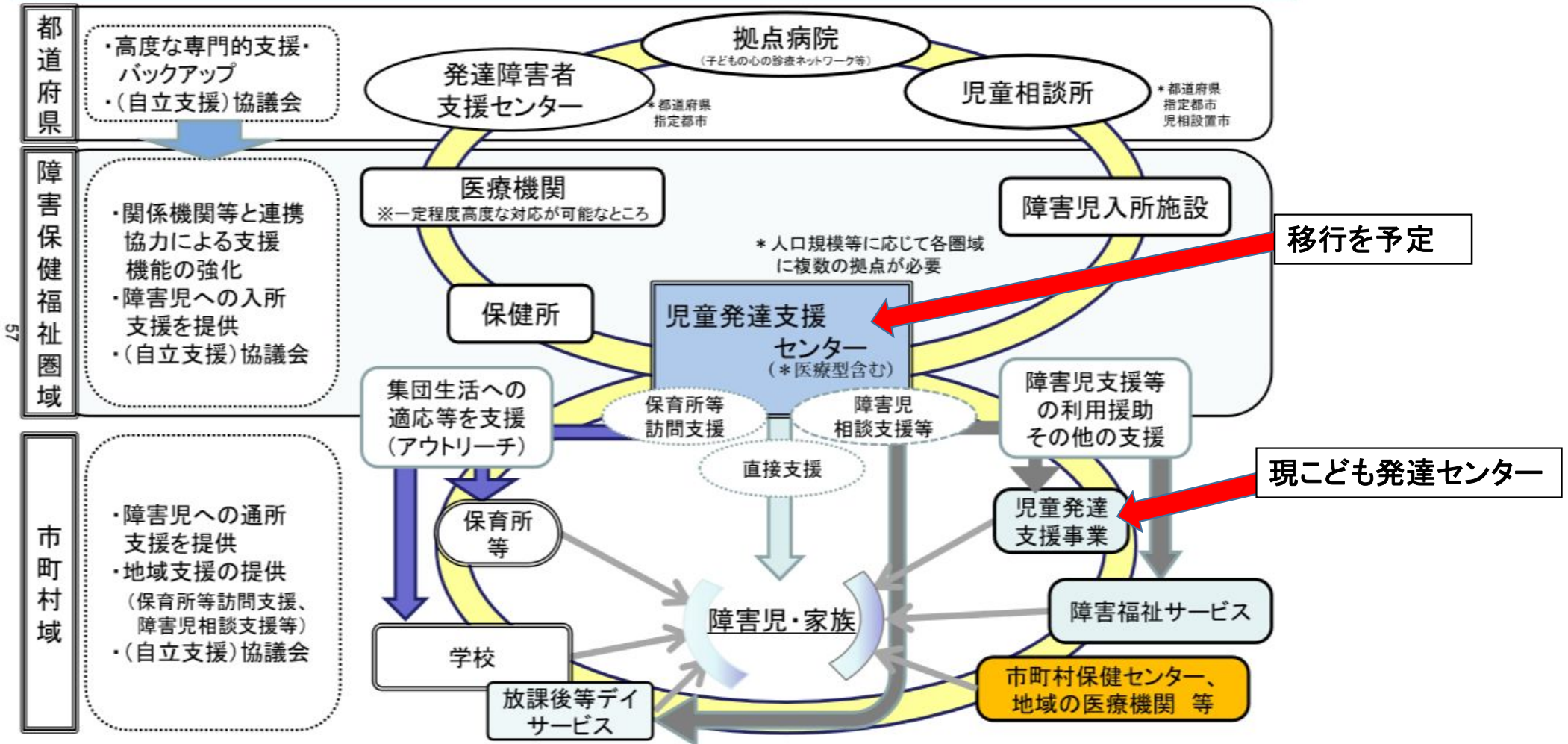
児童発達支援センター

上記の「児童発達支援」に加えて、地域における中核的な支援機関として、保育所等に専門的な知識・技術に基づく支援や「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」を行うよう努めなければならない。

障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

障害児支援の在り方に関する検討会
報告書(平成26年7月)の参考資料

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要。



(2) 児童発達支援センターへの移行について

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築等を行うことで、以下のメリットが見込まれるため、現こども発達センターを児童発達支援センターへ移行したい。

- ①中核的な支援機関として、保育園や他の児童発達支援事業と連携し、他の施設を支援することができるようになる。
- ②保育所等訪問支援を行うことで、現在支援を受けることができていない多くの障害児に支援を行うことができるようになる。
- ③通所給付費の増加により、歳入の大幅な増加が見込まれる。

児童発達支援センターの基準

現こども発達センターは、児童発達支援事業所として運営しているが、事業規模と事業内容は概ね児童発達支援センターの基準を満たしている。

現こども発達センター事業
基準職員数:11人

給食提供:有
施設面積:数値での基準は無
健康診断:無
保育所等訪問支援:無

児童発達支援センター基準
基準職員数

:11人(放課後等デイサービスの廃止に伴い)
給食提供:有
施設面積:指導室2.47㎡等の基準
健康診断:有
保育所等訪問支援:有(努力義務)

近隣他市の児童発達センターの設置状況と保育所等訪問支援の実施状況

	児童発達支援センターの有無	保育所等訪問支援の提供
野田市	○	○
流山市	○	○
松戸市	○	○
市川市	○	○
浦安市	○	○
我孫子市	○	○
柏市	○	○
鎌ヶ谷市	○	○
船橋市	○	○
習志野市	○	○
白井市	×	×
八千代市	○	○
栄町	○	×
印西市	×	○
酒々井町	×	×
佐倉市	○	○
四街道市	×	×
成田市	△(給食の未提供)	○
富里市	×	○
八街市	○	○
香取市	○	○
旭市	○	○
銚子市	○	○
千葉市	○	○
君津市	○	○
鴨川市	×	○
大多喜町	×	○
横芝光町	×	○
睦沢町	×	○
市原	×	○

上記以外は未設置

(3) 放課後等デイサービスの廃止と保育所等訪問支援の実施について

現状では、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」を実施している。現状を維持して「保育所等訪問支援」を行うことは難しく、事業の見直しが必要である。

①放課後等デイサービスの現状

- ・利用児の増加に対し、専門職員が不足しており、支援提供回数が少ない。
- ・利用児は、必要に応じて他の事業所を併用していたり、支援級に在籍している。
- ・保護者の「子への障害受容が難しい」ご家庭では、こども発達センターを途中でやめてしまい、どの事業所も利用していないことが多い。

②現こども発達センターにおける 学齡児への支援体制について

「放課後等デイサービス」については近隣に民間施設ができてきているため、市としてサービスを提供する必要性は薄れてきているのではないかと考えている。

「保育所等訪問支援」を実施している施設は、市内にはない。

* 放課後等デイサービスの廃止により学齡児については、こども発達センター内での療育は相談のみとなる。しかし、保育所等訪問支援により、集団への不適応を起こすなど、より支援を必要としている児童へ重点的に支援することが可能となる。

近隣放課後等デイサービス事業所一覧

	事業所名	所在	保育所等訪問支援の予定
市内	ビリーブ	南山	法人全体としてなし
	みみなぐさ	富士	なし
	こぱんはうす さくら西白井教室	西白井	法人全体としてなし
市外	児童デイサービスセンターほっぷ	印西市岩戸	
	通所支援ベルテール印西牧の原園	印西市市原	
	プラネット	印西市小林	
	特定非営利活動法人さくら第二	印西市小林	
	こどもデイサービスほにほに	印西市深草	
	総合発達支援デイサービスきぼう印西	印西市大森	
	児童デイサービス朋友会憩の里さくら	印西市中根	
	さくら3	印西市中根	
	HanaHana	印西市内野	
	放課後等児童デイサービスニコルム	印西市木下東	
	放課後等デイサービスひまわり	鎌ヶ谷市くぬぎ山	
	こどもプラス鎌ヶ谷教室	鎌ヶ谷市丸山	
	放課後等デイサービスアウー鎌ヶ谷軽井沢	鎌ヶ谷市軽井沢	
	みちる園	鎌ヶ谷市佐津間	
	第2北総病院附属小児リハビリテーション事業所かざぐるま	鎌ヶ谷市初富	
	ノビルキッズ鎌ヶ谷校	鎌ヶ谷市中央	
	児童デイサービスたんぼぼ	鎌ヶ谷市初富	
	キッズ ピーす	鎌ヶ谷市初富	
	運動学習支援教室エポック北初富駅前教室	鎌ヶ谷市初富	
	はびねす	鎌ヶ谷市南初富	
	多機能型事業所きらら	鎌ヶ谷市南初富	
	児童デイサービスこすもす	鎌ヶ谷市南初富	
	のぞみ	柏市逆井	
	児童デイサービス・アニマートくれよん	柏市逆井	
	あゆみ	柏市高柳	
	いもむし・おおい	柏市大井	
	こども療育センターきりと「わくわく」	柏市大津ヶ丘	
	こぱんはうすさくら 大津ヶ丘教室	柏市塚崎	
	第2ペガサス	柏市藤ヶ谷	

③保育所等訪問支援の体制構築の必要性について

障害があることを気づかれないなどの理由から、支援を受けられていない障害児が、本市にも多く存在しており、保育所等訪問支援によるアウトリーチ型の支援体制を構築する必要性がある。

文部科学省の調査によると、通常級で学習面及び行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は6.5%になる。
(通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について より抜粋)

児童発達支援センター移行後の事業図式

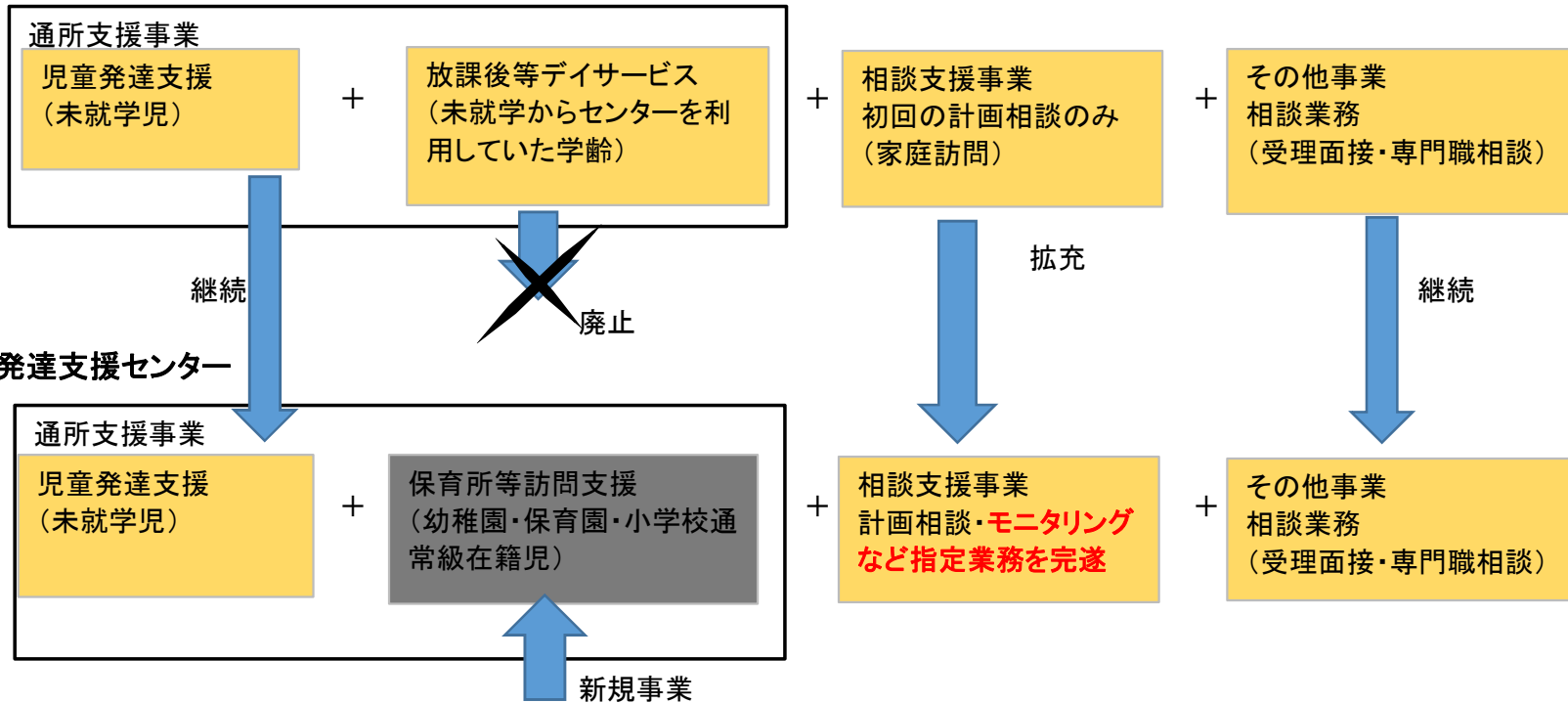
現こども発達センター

届け出ている事業形態

方式 児童発達支援事業所+放課後等デイサービスを行う多機能事業所

報酬額1人 児童発達支援 5570円

放課後等デイサービス 4260円



届け出る予定の事業形態

方式 児童発達支援センター(児童発達支援と保育所等訪問支援を実施)

報酬額1人 児童発達支援センター 10130円(案)

保育所等訪問支援 9880円 もしくは 16670円(専門職が行った場合)

* 児童発達支援センター方式で変更する他の業務は新規児に対する小児神経医の見立てに替わり、通園児に対する健康診断

現こども発達センターの障害児の支援状況

現こども発達センターの支援範囲	
就学児 他の放課後等デイサービスの利用や支援級に在籍するなど、支援が受けられている児童。	就学児・支援を必要としているが、福祉の支援は受けられていない児童。 ・学習や集団への不適応、不登校などの問題を呈している児童。
未就学児 現こども発達センターで充分、支援を受けられている児童	未就学児 現こども発達センターを利用できず、早期の療育が受けられていない児童。

現こども発達センターを利用するには、保護者の理解や、保護者による送迎が必要である。これらの課題を解決できないご家庭は、現こども発達センターのサービスでは支援が難しく、支援体制の確立が必要である。

児童発達支援センター移行後の支援範囲

児童発達支援センター移行後の支援範囲

就学児

他の放課後等デイサービスの利用や支援級に在籍するなど、支援が受けられている児童。

就学児

- ・支援を必要としているが、福祉の支援は受けられていない児童。
- ・学習や集団への不応答、不登校などの問題を呈している児童。

未就学児

現こども発達センターで充分、支援を受けられている児童

未就学児

現こども発達センターを利用できず、早期の療育が受けられていない児童。

- ・保育所等訪問支援を開始することで、福祉サービスの支援が受けられずにいる要支援児や、保育園など、生活の場で不応答を起こしている要支援児に直接、支援を届けることができる。
- ・すでに現こども発達センターを利用している学齢の要支援児は、他の放課後等デイサービスを利用していたり、支援級に在籍しており、学校内外での支援が受けられている。

(4) 児童発達支援センターの直営での運営について

児童発達支援センターの運営、及び保育所等訪問支援の実施については、現状では民間事業所による運営は以下の理由から難しいと考えられ、当面は市によるこども発達センターの運営を継続したい。

- 保育所等訪問支援は採算性が他の事業に比べ劣るため、民間での実施が難しく、技術的にも難易度が高いため、民間事業所の参入が難しいと考えられる。
- 現在のこども発達センターの運営は、児童福祉法の人員基準以上に多くの職員数を配置しており、支援の難しいお子さんや、人員がいなければ難しい手厚いプログラムを提供することで、障害児の成長につなげている。質的に同等の療育サービスを、民間で提供することは採算面からできないと考えられる。

設置形態の検討について

運営費について

現こども発達センターの大部分を指定管理にした場合の person 費について、近隣の事業者から見積もりをとり、検討した。

現こども発達センターの person 費	92,197,000円
民間から提出された person 費の見積額①	96,396,000円
民間から提出された person 費の見積額②	80,238,230円

(5) 準備期間を設けて、以上のことについて検討し進めたい。

保育所等訪問支援のモデルケースの実施や、放課後デイサービスの廃止に伴う利用者の支援などを行う必要があるため、2年間の検討期間を設け、令和4年度4月に開設したい。